

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

|          |   |            |
|----------|---|------------|
| No       | 33  | 府省庁名 経済産業省 |
| 対象税目     | <input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 住民税(利子割) <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）   |            |
| 要望項目名    | 外国法人等の恒久的施設（PE）の適用範囲に係る所要の措置  |            |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）<br/>           非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に、商品先物取引の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment：PE）としないよう所要の税制措置を講ずる。</p> <p>・ 特例措置の内容<br/>           非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に、商品先物取引の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合に、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment：PE）としないこととする所要の税制措置が認められた場合、法人住民税法人税割、個人住民税所得割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>   |            |
| 関係条文     | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の2第1項、同法第292条第1項第3号           </div>  |            |
| 減収見込額    | （初年度）      －      （ － ）      （平年度）      －      （ － ）      （単位：百万円）  |            |
| 要望理由     | <p>（1）政策目的<br/>           「新金融立国」に向けた施策として、新成長戦略（2010年6月閣議決定）において、「2013年度までに証券・金融・商品の全てを横断的に一括して取り扱う総合的な取引所創設を図る制度・施策の早期実施」が閣議決定されている。その中で、総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行するとされている。</p> <p>税制面でも、外国法人等が高速な取引のため国内に設置するサーバ等機器について、課税対象の適正化を図り、海外からの資本を呼び込み市場流動性を高めて、我が国の産業を支える金融システムの強化を図る。</p> <p>（参考）<br/>           ○新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）（抜粋）<br/>           VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト<br/>           21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進<br/>           「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。<br/>           総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。</p> <p>○総合的な取引所検討チーム中間整理（平成22年12月22日金融庁・農林水産省・経済産業省）（抜粋）<br/>           論点4：税制について<br/>           総合的な取引所を魅力あるものとするためには、（中略）外国法人が高速な取引のため国内に設置するサーバに関する税制についても、その適正化を図ることが重要。</p> |            |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新成長戦略(平成22年6月閣議決定)で、「総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場をより上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行する」とされたことを受け、PE課税についてもその課税の適正化を図ることが不可欠である。</p> <p>海外から資本を呼び込み、市場流動性を高めるため、外国法人等が所有又は賃借するサーバ等機器を恒久的施設(PE)とみなし、二重課税等の問題が生じている現状を改善し、外国法人等が日本で取引しやすい環境を整備することが必要である。</p> |
| 本要望に対応する縮減案 |   |

|     |                        |  |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け      | 1. 経済成長  |
|     | 政策の達成目標                | 商品先物市場への資金供給を円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国の産業を支える金融システムの強化を図る。  |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間      | 適用期限の定めのない措置を要望  |
|     | 同上の期間中の達成目標            | 外国法人等が日本で取引しやすい環境を整備することにより、商品先物市場への資金供給を促す。また、商品先物市場への個人投資家の参加を促すことにより、商品先物市場の流動性を確保する。                             |
|     | 政策目標の達成状況              |  |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み            | 日本国内に事務所等を有しない外国法人等が、日本国内にサーバ等機器を所有又は賃借して我が国商品取引所取引を行う場合に活用されることが見込まれる。  |
|     | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 外国法人等のサーバ等機器が恒久的施設とされないことにより、これまでPE課税を理由に我が国商品先物市場を利用できなかった外国投資家等が、我が国商品先物市場を活用することが見込まれる。                           |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置      | なし   |
|     | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | なし   |
|     | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | なし   |
|     | 要望の措置の妥当性              | 新成長戦略においても、総合的な取引所創設に向け、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとすることが求められており、世界から資本を呼び込むためには、サーバ等機器の課税に対する問題を改善することが不可欠であるため、妥当な措置と考えられる。 |
|     | ページ                    | —  |

|   |               |
|---|---------------|
| <p>税負担軽減措置等の<br/>適用実績</p>                         | <p>(新設要望)</p> |
| <p>税負担軽減措置等の<br/>適用による効果（手段<br/>としての有効性）</p>      | <p>(新設要望)</p> |
| <p>前回要望時の<br/>達成目標</p>                            | <p>(新設要望)</p> |
| <p>前回要望時からの<br/>達成度及び目標に<br/>達していない場合の<br/>理由</p> | <p>(新設要望)</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p>                                  | <p>なし</p>     |